

## はじめに

狭山市では、平成27年6月に制定した「狭山市男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年度から5年間を計画期間とする「第4次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、国では平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、あらゆる場で男女が対等な立場で活躍できる、女性活躍推進への取り組みが進められています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々に困難な状況をもたらし、配偶者等からの暴力の増加や雇用状況の悪化などは、特に女性への影響が大きいことが浮き彫りとなり、男女共同参画の重要性を改めて認識させるものとなりました。

このような社会情勢の中で、第4次狭山市男女共同参画プランの計画期間が令和3年度をもって終了することから、このたび令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする「第5次狭山市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、基本理念に「人権が尊重され <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が輝けるまち さやま」を掲げ、「互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成」、「あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備」、「安全・安心に暮らせる生活環境の構築」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の4つの基本方針に基づき、様々な施策を展開してまいります。男女共同参画社会の実現には、市の取り組みはもとより、市民や事業者の皆様一人一人が、男女共同参画を身近な問題として捉え、相互に協力していくことが不可欠です。今後もより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力を賜りました狭山市男女共同参画審議会委員の皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

狭山市長 小谷野 剛